

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所（公立保育所型認定こども園を含む。以下同じ。）における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

2. 特例の概要

（1）公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（2）外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。

- ③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すた

め、食事の提供体制等
について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い

過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

③「食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと思います

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・ 当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。